

国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>(目的) 第2条 博物館は、東京農工大学(以下「本学」という。)における教育研究分野及びその他科学の分野に関する資料(以下「資料等」という。)の収集、保管、展示及び資料に関する教育並びに調査・研究を行うとともに、本学の<u>教育研究、社会貢献活動</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 資料等の収集、保管及び<u>展示</u></p> <p>(2) <u>資料等に関する教育及び専門的、技術的な調査・研究</u></p> <p>(3) <u>資料等に関する講習会、研究会等の開催並びにこれらの事業の援助</u></p> <p>(4) <u>本学の教育研究、社会貢献活動に関する情報発信</u></p> <p>(5) <u>その他目的達成に必要な事業</u></p> <p>(新設) (新設) <u>(組織)</u> 第4条 博物館に事業部門及び教育・研究推進部門を置く。</p> <p>(1) <u>事業部門は、資料等の常設展示、特別展示、本学の教育・研究、社会貢献活動情報の発信の企画・運営、ボランティア活動の推進、その他博物館が行う事業を企画立案しその業務を行う。</u></p> <p>(2) <u>教育・研究推進部門は、資料等の収集・保管、博物館関連研究の推進及び博物館教育活動の推進を行う。</u></p> <p>(3) <u>前2号の部門の総括は博物館の館長(以下「館長」という。)が行う。</u></p> <p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員を<u>持</u>って組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(目的) 第2条 博物館は、東京農工大学(以下「本学」という。)における教育研究分野及びその他科学の分野に関する資料(以下「資料等」という。)の収集、保管、展示、<u>公開</u>及び<u>調査研究並びに学芸員課程の運営</u>を行うとともに、本学の<u>教育研究活動及び社会貢献活動</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 資料等の収集、保管、<u>展示、公開及びその調査研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>本学の教育研究活動に関する展示及び公開に関すること。</u></p> <p>(3) <u>本学の教育研究活動への支援及び学芸員課程に関すること。</u></p> <p>(4) <u>博物館に関わる生涯学習の振興及びボランティア活動に関すること。</u></p> <p>(5) <u>博物館の事業に賛同する団体及び企業等との連携及び調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他目的達成に必要な事業に関すること。</u></p> <p>2 <u>前項第5号について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員を<u>も</u>って組織する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	

<p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(学芸員会議)</p> <p>第14条 博物館に所属する職員のうち学芸員は、別に学芸員会議を組織する。</p> <p>2 学芸員会議は、博物館の運営に関し、館長の依頼による事項を審議するとともに、必要ある場合には専門的意見を具申することができる。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第14条 削除</p>	
--	--	--

附 則 (24博規則第1号)

この規則は、平成24年9月3日から施行する。